【質疑への回答】吉島市営住宅跡地売却に係る条件付き一般競争入札

受付年月日	質疑	質疑への回答
平成 30 年 8 月 2 日(木)	市よりの通知事項 1	・別紙 1、別紙 2、別紙 9、別紙 10 の図中の「市道東中六郎 丸線」を「市道吉島六郎丸線」に訂正し、読み替えます。
8月2日(木)	市よりの通知事項 2	・別紙4の図中の VP を VU に訂正し、読み替えます。
8月2日(木)	越境物があるのか? あるとすればどこにあるのか説明して欲しい。	南側の直線の敷地境界で、市営住宅側に一部庇が出ている 場所があります。
8月2日(木)	開発行為による許可条件以上の道路整備等の条件 を求められているが、その整備を行う必要があるの か?	開発行為による許可条件以上の道路整備等については、その経費を除いて、最低売却価格を設定していますので、市の条件としている道路整備等を行ってください。
8月2日(木)	別紙5の付帯施設条件工事箇所図の既存花壇(神社 跡地)そばの隣家について、接続道路の整備が条件に なっているが土地の帰属はどうなるのか?	道路の一部として、市に帰属する予定です。
8月2日(木)	神社跡地は、公園になるのか?	市に帰属する公園になります。
8月2日(木)	境界確認について、同意をとってあるのか?	吉島市営住宅跡地の外周の境界については、測量時に隣接 者の同意をとっています。
8月2日(木)	便槽は全て撤去済か?	最近の解体工事では便槽を撤去していますが、昔の解体工 事では残っている場合も考えられます。
平成 30 年 8 月 2 日(木)	下水道本管は布設されているのか?	別紙 4 と追加資料に示されたとおり吉島市営住宅跡地の外 周の隣接地には一部布設されています。 なお、区域外の隣接家屋の下水道接続を市施工でおこない ます。
8月2日(木)	既存道路の舗装はどうするのか?	路盤からやりかえて施工してください。

【質疑への回答】吉島市営住宅跡地売却に係る条件付き一般競争入札

接道が必要か? 8月2日 (木) 別紙5の付帯施設条件工事簡所図の既存道路法面はどこまでやればいいのか? 8月2日 (木) 開接道路整備について、盛土拡幅は影響が大きすぎる。治線住民から要望があるのか?現道の横に盛土を伴わない道路を築造したらどうか? 8月2日 (木) 要項16-(13)魚津市開発広場設置基準に公園の設置基準があります。その中で開発面積の3%以上とおりますが今回における開発面積で温表がし上とおりますが今回における開発面積で温表がし上との検で示す部分の面積が基本となります。この中には、市営住宅財かの実測面積 22.271 ㎡と考えてよいのでしょうか。それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。 法定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全で機能交換すべきではないか? 8月2日 (木) 8月2日 (木) 8月2日 (木) 第216-(23)法定外公共物は全で機能交換すべきではないか? 第3216-(23)法定外公共物は全で機能交換すべきではないか? 8月2日 (木) 第4217			
8月2日 (木) 別紙5の付帯施設条件工事箇所図の既存道路法面はどこまでやればいいのか? 8月2日 (木) 隣接道路整備について、盛土拡幅は影響が大きすぎる。沿線住民から要望があるのか?現道の横に盛土を伴わない道路を築造したらどうか? 要項 16-(13)魚津市開発広場設置基準に公園の設置基準に公園の設置基準があります。その中で開発面積の 3%以上とありますが今回における開発面積は実測面積 22.271 ㎡と考えてよいのでしょうか。 8月2日 (木) 法定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 接身の水は、大きの公共物についての項で「市に帰属する部分以外は扱い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 接身の水は、大きの公共物についての項で「市に帰属する部分以外の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 接身の水は、大きの公共物に力いての項で「市に帰属する部分以外の法定外公共物に力いての項で「市に帰属する部分以外の法定外公共物を購入のこと」について、説明いたします。 東面積 22.271 ㎡よりも大きな値になります。 要項 16-(23)の法定外公共物を購入のこと」について、説明いたします。 開発計可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 表定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 表記を外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市では、また、手続きの窓口は市でしまります。 表記を呼ば、表記を呼ば	8月2日(木)	神社跡地そばの隣家の接続道路は、何メートルの	間口 2 メートル以上の接道が必要です。道路幅員は 4 メー
はどこまでやればいいのか?		接道が必要か?	トル以上必要です。
下できる。	8月2日(木)	別紙 5 の付帯施設条件工事箇所図の既存道路法面	水田への乗り入れを考えて法面の擁壁を施工してくださ
### 2日 (本)		はどこまでやればいいのか?	L'N _o
現道の横に盛土を伴わない道路を築造したらどうか? 8月2日(木) 要項 16-(13)魚津市開発広場設置基準に公園の設置基準があります。その中で開発面積の 3%以上とありますが今回における開発面積は実測面積 22.271 ㎡と考えてよいのでしょうか。それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。 それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。 それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。 それともそれ以外の面積を2.271 ㎡の整備面積が含まれます。よって実測面積 22.271 ㎡よりも大きな値になります。 8月2日(木) 法定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 開発計可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。	8月2日(木)	隣接道路整備について、盛土拡幅は影響が大きす	除雪等の関係で、拡幅の要望が出ており、別紙 2 の道路概
か? 8月2日(木) 要項 16-(13)魚津市開発広場設置基準に公園の設置基準があります。その中で開発面積の 3%以上とありますが今回における開発面積は実測面積 22.271 がと考えてよいのでしょうか。それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。 8月2日(木) 法定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 第2日(木) 表示の表示のでしょうか。 8月2日(木) 要項 16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。 8月2日(木) 要項 16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。 第2日(木) 要項 16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし		ぎる。沿線住民から要望があるのか?	要図の条件にあるとおり、既存道路の盛土・拡幅整備(幅 6.5
要項 16-(13)魚津市開発広場設置基準に公園の設置基準があります。その中で開発面積の 3%以上とありますが今回における開発面積は実測面積 22.271 ㎡と考えてよいのでしょうか。それともそれ以外の面積をいうのでしょうか。 法定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 開発面積は、別紙 11 の工事整備エリア図に示している青色の線で示す部分の面積が基本となります。この中には、市営住宅敷地の実測面積 22,271 ㎡のほかに、法定外公共物と、隣接する水路・里道・市道の整備面積が含まれます。よって、実測面積 22,271 ㎡よりも大きな値になります。 要項 16-(23)の法定外公共物についての項で「市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 法定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。 法定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。		現道の横に盛土を伴わない道路を築造したらどう	m)をお願いします。
置基準があります。その中で開発面積の 3%以上と ありますが今回における開発面積は実測面積 22,271 ㎡と考えてよいのでしょうか。それともそれ以外の 面積をいうのでしょうか。		か?	
ありますが今回における開発面積は実測面積 22.271	8月2日(木)	要項 16-(13)魚津市開発広場設置基準に公園の設	開発面積は、別紙 11 の工事整備エリア図に示している青色
かられた 一般の でしょうか。 それともぞれ以外の 面積をいうのでしょうか。 接する水路・里道・市道の整備面積が含まれます。よって、実測面積 22,271 ㎡よりも大きな値になります。 要項 16-(23)の法定外公共物についての項で「市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 表定外公共物については、上記回答を参照ください。 また、手続きの窓口は市となります。 法定外公共物については、上記回答を参照ください。 また、手続きの窓口は市となります。 また、手続きの窓口は市となりまた。 また、手続きの窓口はためりまた。 また、手続きの窓口はためりまた。 また、手続きの窓口はためりまた。 また、手続きの窓口はためりまたりまた。 また、手続きの窓口はためりまたりまた。 また、手続きの窓口はためりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたりまたり		置基準があります。その中で開発面積の 3%以上と	の線で示す部分の面積が基本となります。この中には、市営
 面積をいうのでしょうか。 実測面積 22,271 ㎡よりも大きな値になります。 表定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項 16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし 			
接定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか?			
部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? 部分以外の法定外公共物を購入のこと」について、説明いたします。 開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 多月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし		面積をいうのでしょうか。	
域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではないか? します。 開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし	8月2日(木)	法定外公共物について、道路敷き等(市に帰属する	要項 16-(23)の法定外公共物についての項で「市に帰属する
か? 開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 要項 16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし 法定外公共物については、上記回答を参照ください。また、手続きの窓口は市となります。		部分)以外は払い下げとなっているが、一般的には区	部分以外の法定外公共物を購入のこと」について、説明いた
議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公共物の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)売却対象土地から除外してありますが価格はいくらでしょうか。手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし		域内の法定外公共物は全て機能交換すべきではない	します。
接することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共 用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に 残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公 共物の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線) 売却対象土地から除外してありますが価格はいく らでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし		か?	開発許可の申請時に、あらかじめ公共施設の管理者との協
用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に 残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公 共物の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線) 売却対象土地から除外してありますが価格はいく らでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし			議及び同意が必要となっています。その協議の結果、機能交
残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公 共物の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線) 売却対象土地から除外してありますが価格はいく らでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし			 換することとなり、従前と完成後の道路・里道・水路の公共
##の購入は不要となります。 8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線) 法定外公共物については、上記回答を参照ください。			 用面積を比較して完成後の面積が大きく、その差が宅地等に
8月2日(木) 要項16-(23)法定外公共物について(赤線、青線) 法定外公共物については、上記回答を参照ください。			 残る里道・水路の面積より大きい場合は、実質的に法定外公
売却対象土地から除外してありますが価格はいく また、手続きの窓口は市となります。 らでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし			 共物の購入は不要となります。
売却対象土地から除外してありますが価格はいく また、手続きの窓口は市となります。 らでしょうか。 手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし	8月2日(木)	要項 16-(23)法定外公共物について(赤線、青線)	法定外公共物については、上記回答を参照ください。
手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし		売却対象土地から除外してありますが価格はいく	また、手続きの窓口は市となります。
		らでしょうか。	
L 5 to		手続きの手順について窓口は市でしょうか県でし	
ξ) N°.		ようか。	

【質疑への回答】吉島市営住宅跡地売却に係る条件付き一般競争入札